

## 第2回京都動物愛護憲章懇話会 会議録

日 時：平成26年7月14日（月）午後2時～午後4時

場 所：京都ガーデンパレス2階「鞍馬」

出席者：＜京都動物愛護憲章懇話会委員＞

村田 英雄 （京都産業大学総合生命科学部教授）  
清水 弘司 （公益社団法人京都府獣医師会会長）  
岩田 法親 （公益社団法人京都市獣医師会前会長）  
安積 初江 （ハーモニー顧問）  
松岡 幸子 （特定非営利活動法人アンビシャス理事長）  
上村 享 （近畿ケンネル協同組合代表理事）  
西原 裕美 （公益社団法人日本愛玩動物協会京都府支部副支部長）  
田中 真人 （精華町健康福祉環境部環境推進室長）  
村井 正 （京都市保健協議会連合会会長）  
吉田 正美 （京都府動物愛護管理推進計画検討委員会委員）  
岡村 公子 （京都市地域女性連合会常任委員）  
森岡 梅次 （京都市南区上鳥羽自治連合会会長）  
宮本 英樹 （株式会社京都放送総務部長）  
大橋 信之 （日本放送協会京都放送局放送部副部長）

（敬称略）

### ＜京都府＞

宮地 徹 健康福祉部副部長  
森田 朗 健康福祉部生活衛生課長  
佐藤 昭司 動物愛護管理センター所長  
神村 孝 健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長

### ＜京都市＞

西田 哲郎 保健福祉局保健医療・介護担当局長  
中谷 繁雄 保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長  
岩田 常幸 家庭動物相談所長  
藤川 創 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長

次 第：1 開 会

2 内 容

- (1) 第1回京都動物愛護憲章懇話会における主な意見について
- (2) 「京都動物愛護憲章（仮称）」素案（たたき台）について
- (3) その他

3 閉 会

1 開 会

**【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】**

委員の皆様がお集まりになりましたので、第2回京都動物愛護憲章懇話会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、御多忙中のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、村田会長に進行をお願いさせていただきます。

**【村田会長】**

本日は、第2回京都動物愛護憲章懇話会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。早速、進行して参ります。

まずは、配布資料及び本日の会議の進め方について、府市から説明いただきます。

よろしく願いいたします。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

本日の配布資料でございますが、1枚目の次第に引き続きまして、資料1ということで、A4の2枚ものがホッチキス留めされたもの。それと、資料2ということで、A3の横長の折り込んだもの。あと、参考配付資料ということで、委員の皆様の名簿と配席図を付けております。

本日の会議の進め方でございますが、本日は資料1により、第1回懇話会における主

な意見について、事務局の方から御説明をさせていただきます。それと、資料2につきましては、第1回懇話会の主な意見を踏まえて、前回、提示させていただきました憲章の形式・文言、また、盛り込む観点、こちらについて修正させていただいていますので、修正点について、御説明させていただきます。

それと、修正後の内容を踏まえた、憲章素案のたたき台について、御意見をお伺いしたいと考えております。

#### 【村田会長】

それでは、まず、「第1回懇話会における主な意見」について、確認していきたいと思えます。事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは、「第1回懇話会における主な意見」ということで、資料1を御覧ください。内容について、読み上げで、御紹介させていただきます。

まずは、「憲章の意義」、「①人と動物の共生するまちの理想を示す」ですが、この中で、村田会長からは、「動物」には、愛玩動物、野生動物、産業動物等があり、対象を明確にした方がよい。愛玩動物中心又は日本人に一番自然な動物観を基準に対象を考えてみてはどうかという御意見をいただいています。森委員からは、「動物」に有害鳥獣等の野生動物や産業動物が入ると、犬猫等との間で文言の取り方に不整合が生じる。といった御意見をいただいています。

岩田委員からは、憲章は、府市民によるよりよい環境づくりが究極の目的。野生鳥獣や産業動物とのあるべき関わり方も含むものとすべき。特定外来指定動物で処分の必要性があるものがあることなどは織り込んだうえで、憲章には広い意味を持たせるべきではないか。全体を見渡して理想的な憲章とするべきで対象を限定するのは「憲章」という名に照らして不適切ではないかという意見をいただいています。

宮本委員からは、身近な愛すべき動物を対象としたうえで、有害鳥獣等との関わりは、前文で入れるのも一つの方法ではないかという意見をいただいています。

安積委員からは、すべての動物を含めるのは作業が大変。身近な家庭動物、愛玩動物を主にした方が作りやすく、発信しやすいという意見をいただいています。

また、西原委員からは、動物愛護センターができることが憲章の契機。産業動物等

も入れて憲章を作るという意図は必要か疑問があるという意見をいただいています。「①人と動物の共生するまちの理想を示す」では、主に憲章が対象となる動物とは何かという意見が大方かと思っています。

下の「③恒久的な普及・啓発活動、学習活動の拠り所となる」では、大橋委員からは、憲章がどういう形で市民に届き、使われるかのイメージはどのようなものかという、今後の広報や周知に関する御意見をいただきました。宮本委員からは、市民憲章は市役所本館階段に掲示されている。子ども憲章は、PTAの会合で唱和されている。そういう活用の仕方一つではないかという御意見をいただいています。

次に、「憲章の形式・文言の観点・留意点」の「②誰もが理解できる。簡潔さ、明瞭さ」のところでは、村田会長からは、様々な立場の人が不整合なく受け取れるほかした表現、誰でも理解できる表現にしていくことが必要という御意見をいただいています。また、清水委員からは、あまり細かくやると、府民、市民に覚えてもらえない。あまり複雑にしない方がよいといった御意見です。

「③誰もが共感できる」では、内田委員から、全国で初めての憲章。京都らしさの意識が打ち出せるとなるとよいという御意見をいただいています。

「⑤自発的な参加意識が醸成される」では、清水委員から、憲章の文言は掟とか決まり事ではなく、どちらかといえば理想や目標を定めるものという御意見をいただいています。

次のページですが、「1 人と動物が共生するまちの理想像」について、「① 人と動物の共生によるうるおいある豊かな社会の創造」では、村田会長からは、野生動物との関わり、折り合いをどう付けるのかといったことを盛り込んだ方がよいという御意見をいただいています。

「② お互いに迷惑をかけない想いやり」では、松岡委員からは、動物が苦手、嫌いという人やアレルギーの人などもいる。飼っている人が配慮するということがイメージできるようになっている方がよいという御意見をいただいています。

「③ 動物が理解される」では、村田会長からは、「動物が理解される」というのは文言として、野生動物との関わりも含まれよい表現という御意見をいただいています。

「④ 動物があたたかく受け入れられる」では、村田会長から、有害鳥獣等、すべての動物があたたかく受け入れられなければならないととらえられては困る。文言には注意が必要との御意見をいただいています。岩田委員からは、有害鳥獣等との正しい折り

合いの付け方も正しく表現されるような文言が望ましいが、ここでいう「あたたかく」というのは、なんでも動物であれば受け入れるという単純な意味ではないと解している。あくまで正しい関わりについて理解したうえでの表現だと思う。市民に、単純な意味で理解されないようにはどうすべきかが重要という御意見をいただいています。松岡委員からは、立場や動物の種類によっても取り方が変わってくる。難しいという御意見をいただいています。

「2 理想を達成するため努めるべき目標」の「① 動物を飼う人」では、森岡委員から、河川敷での犬のふんに困っている。地域住民は非常に迷惑している。そういう散歩をしないよう、きちっとしてもらおう文言を入れていただきたいという御意見をいただいています。

「④ 行政」の殺処分の減少については、清水委員からは、殺処分は、行政面のこと。行政まで憲章の対象とするのかという御意見をいただいています。岩田委員からは、殺処分の大幅な減少という表現は、ゼロではないということ。現状では、動物愛護の一環として殺処分せざるを得ない場合もあるということも、この憲章の中で皆さんに理解いただかなければならぬ。近い将来には、あくまで理想かもしれないが、ゼロにするということを理想に掲げていかなければならぬという御意見をいただいています。

3 ページ目ですが、「⑤ 教育・試験研究機関等」では、清水委員からは、産業動物は各大学でも実験動物憲章等を作っている。研究の分野、産業動物まで入れるのはどうか。犬猫ペット憲章という形ではどうかという御意見をいただいています。村田会長からは、引き取られた犬猫等が実験に使われているという誤解が一般にあるが、払拭するための文言は必要かなと思うという御意見をいただいています。

「⑦ 動物を飼わない人をはじめすべての人」では、村田会長から、動物を飼わない方にも動物の共生を理解してもらいたいという御意見をいただいています。

「その他（全般）」については、吉田いいから、憲章をどういった形で発信するのか。動愛センターに憲章を掲げてはどうか。研究分野では別に倫理規定があったり、動物取扱業者については法律で定められていたりする。そこまで対象にするか。一般の府市民で動物を飼っている人、飼っていない人に対して発信するのであれば項目を簡略化した方がなじんでもらいやすいのではないかといた御意見をいただいています。

以上が、まとめさせていただいた第1回の主な意見でございます。

## 【村田会長】

ただいま説明のあった「第1回懇話会における主な意見」については、委員の皆様が御意見された趣旨と少し違うというものもあるかと思えます。

修正や補足、追加に関しましては、後程、憲章素案（たたき台）について意見を聴取する際に合わせてお伺いしたいと考えているのでよろしくお願いします。

次に、京都動物愛護憲章素案（たたき台）の検討に入っていきたいと思えます。

府市においては、先ほど御紹介いただきました第1回懇話会の主な意見を踏まえ、「形式・文言」、「盛り込む観点」について修正がされています。

また、当該修正後の「形式・文言」あるいは「盛り込む観点」に基づいて、これを集約し表現した憲章素案（たたき台）が新たに作成されていますので、説明をお願いします。

## 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

資料1で御紹介させていただいたとおり、第1回懇話会においては「憲章の形式・文言」について、「憲章に盛り込むべき観点」について、御意見をいただいたことを御報告いたしました。いただいた御意見を集約すると、一つには、憲章が対象とする「動物」の範囲について、対象は主に愛玩動物に絞った方がよいとの御意見と対象を限定するのは不適切との御意見があったかと思えます。

2つ目には、京都らしさ、京都で取り組む意義が打ち出せるよう、留意するべきといった御意見だったと思えます。

3つ目には、憲章に盛り込むべき観点について、有害鳥獣や産業動物をどのように取り扱うかの観点、殺処分ゼロを理想としての掲げることについても御意見をいただいたかと思えます。

第1回懇話会終了後に、村田会長から、憲章の対象をどう表現するかといった観点から、憲章については動物全般を対象としながらも、様々な立場におられる府民、市民の皆様が、個々人にとって身近な動物を対象とできるような表現についてアドバイスをいただきました。

前回、対象について、事務局から明確なお答えがお返しできませんでしたが、事務局としては、憲章は、様々な立場の人々が、それぞれの立場からの身近な動物について、自分ができる関わり方を自由に発想し、取り組んでもらうための拠り所としたい

と考えています。産業動物や有害鳥獣等の野生動物と関わる人もいることから、特定の立場の人を除外しないものとしたと考えています。

このため、第1回懇話会における皆様からの御意見及び村田会長からいただいたアドバイスを踏まえて、憲章の文言においては、できるだけ簡潔な表現となるよう留意しつつ、憲章の対象については、身近な動物が対象であることに触れた内容に検討してきました。また、憲章に盛り込む観点についても、一部修正を行っています。資料2に沿って、具体的に御説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。左の欄の憲章の形式・文言の修正点でございます。憲章について、京都で取り組む意義について、表現できるとなおよいの意見があったことを踏まえ、一番下の箱、「憲章の形式・文言の観点・留意点」において、「③ 誰もが共感できる」の項目に、「京都で取り組む意義」を追加しております。

次に、真ん中の欄の観点についての修正点でございます。上の箱「1 人と動物が共生するまちの理想像」において、第1回懇話会において、有害鳥獣等についてもあたたかく受け入れなければならないといった不整合が生じる文言であるとの御意見があったことを踏まえ、「④ 動物があたたかく受け入れられる」については、「動物との適正な関わりが築かれる」との文言に修正しております。これについては、不整合が生じないもので、愛玩動物や産業動物等、そのほかの動物についても当てはまると考えられる表現、前回の御意見の全体の趣旨にも沿うと考えられます。

下の箱、「2 理想を達成するため努めるべき目標」です。こちらでは、前回懇話会において、殺処分的大幅な減少すなわち殺処分ゼロではなく、処分が必要な場合があるという考え方は、現状においては合理性があるが、将来的には理想であっても殺処分ゼロを目指すべきとの御意見があったことを踏まえて、「④のウ」において、「殺処分的大幅な減少」の後ろに、括弧書きで「殺処分ゼロを目指す」と追加しました。また、有害鳥獣等の取扱いについても、観点として示されておりましたので、「⑦のエ」において「有害鳥獣等の取扱い」を追加しております。以上が「形式・文言」、「盛り込む観点」の前回の御意見を踏まえた修正点でございます。

次に、「憲章素案（たたき台）」について御説明させていただきます。右の欄の上の箱が前文です。前文は、この憲章が目指す理想を掲げるものとして、真ん中の欄の「1

人と動物が共生するまちの理想像」に対応するものとして作成しております。この「1 人と動物が共生するまちの理想像」に掲げられている①～⑤の5項目を過不足

なく前文の中に取り込むとともに、対象について、この憲章を御覧になる様々な府民、市民の皆様が、それぞれの立場で、自らに身近な動物のことに引き付けて、この憲章をお考えいただけるよう、村田会長からいただいたアドバイスもこの前文の文章の中に盛り込んでおります。前文を読ませていただきます。

#### <前文を読み上げ>

網掛けがしてある部分については、主体について触れた部分として考えております。

また、1行目に「この京都を」として二重下線を引いております。これは、第1回懇話会において、京都で取り組む意義について盛り込めればなおよいとの御意見があったことを踏まえ、「京都らしさ」と「動物」がつながるような文章を入れられないか、という御意見を伺いたいとの趣旨でございます。

例えば、ということで、矢印の根本の箱に案を入れておりますが、「京都らしさ」と「動物」がつながるようなものとして、京都はわが国の文化の中心であり、季節のうつろいをはじめとする伝統的な自然観、生活様式を育んできたことから、「日本人の伝統的な暮らしの中での動物との関わり」の形成」といったことが挙げられるのではないかと考えています。また、「住民自治の伝統や支えあいの精神、活発な地域コミュニティが存在していること」から、「まちねこ活動など協働の取組への広がり」といったことも考えられる。

これらは一例として挙げていますが、行政だけではよい考えが浮かばない面がありまして、この部分に関して、皆様からお知恵を頂戴できればというのが、正直なところです。

続いて本文についてです。本文については、真ん中の欄の「2 理想を達成するため取るべき目標」に掲げた各項目を集約できるような文言、文章を可能な限り簡潔な形で表現できるように考えて、案として記載をしております。本文を読ませていただきます。

#### <本文を読み上げ>

この本文の5つの項目が、真ん中欄の「2 理想を達成するため努めるべき目標」の各項目とどう対応しているのかということについて御説明させていただきます。

この本文の5つの項目について、それぞれ、末尾に「a」から「e」まで英語の小文字が割り振ってあります。真ん中欄の下の方、「2 理想を達成するため努めるべき目標」の「①のア」を御覧いただきたいと思っております。「動物の健康・安全の保持、加害

や生活環境保全上の支障の防止，他人への迷惑の防止や逸走の防止」とあり，その後ろに，こちらも英語の小文字で「b」，「e」と振ってあります。

これは，この項目を集約すれば，憲章本文の「b」「動物のことを学びましょう。」あるいは憲章本文の「e」「人にも動物にも心地よいまちを作りましょう。」といったところに集約できるのではないかと，という意味であります。

その下の「イ 終生飼養」であれば，「d」なので，憲章本文の「d」「動物と結んだ絆は最後まで守りましょう」に集約されているといったように対応させております。詳しくは，この後，各項目について個別に御意見をお伺いしますので，その際に御説明をさせていただきます。

次に，本文の下にあります，「考え行動するうえでの観点の例」ですが，これは，「2 理想を達成するため努めるべき目標」から集約し作成したものです。しかし，やはりこれだけでは，それぞれの観点と憲章本文とが離れすぎていて，本文に込められている観点が理解していただけないかもしれないと考え，このため，「考え行動するうえでの観点の例」といった形で，憲章の本文につづいて例示を挙げております。本文の項目でも説明しましたように，英語の小文字が真ん中欄の小文字に対応しており，その対応している内容をできるだけ簡潔で分かりやすい言葉にして例示しております。形式として，資料2のように本文とは離して記載すべきか，本文の各項目に続けて記載するのが良いのか，また，例示の文言についても本当に簡潔で分かりやすいものになっているのか，ということについても御検討いただきたいと考えています。これについても，この後，各項目について個別に御意見をお伺いする際に，もう少し説明を補足したいと考えておりますので，お願いいたします。

「形式・文言，盛り込む観点の修正及びこれを踏まえた憲章素案」についての説明は，以上です。

#### 【村田会長】

詳細な御説明をありがとうございました。

ただ今の資料2の説明を踏まえて，憲章素案（たたき台）について各委員の御意見を伺っていきたくと思います。各項目について，それぞれ府市の事務局からもう一度説明をしていただき，個別に御意見をお伺いしたいと思っています。それで，また全体的に取りまとめて，という形で進めていきたくと思います。

では、まず、「前文」から見ていきたいと思います。事務局から、また御説明をお願いいたします。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

前文案の作成の仕方については、先ほど、御説明したとおりでございます。真ん中欄の「1 人と動物が共生するまちの理想像」に掲げられている各項目を過不足なく取り込むとともに、憲章の対象が、各々の人にとって身近な動物となるような形で記載しました。

また、「この京都を」という二重下線部の部分については、是非、委員の皆様から、「京都らしさ」と「動物」がつながるような、よい視点、アイデアをいただきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

**【村田会長】**

この前文について、各委員の御意見をお伺いしようと思います。御意見については、前文を中心には行いますが、その後の真ん中の項目の「人と動物が共生するまちの理想像」に掲げている項目やそれに関連する第1回懇話会でいただいた御意見の補足などでも結構です。

なお、御発言の際は、録音の都合上、マイクを使用いただくよう、よろしく申し上げます。

**【宮本委員】**

前文部分の1行目、今回1番のポイントになるかと思う「この京都を」という二重下線部分ですが、ここに京都らしさを盛り込むために、一つの提案ですが、「この京都で悠久の歴史を刻んできた人と動物が」としては、どうでしょうか。こうすると、少し京都の歴史が盛り込まれるかなと思います、一つ提案させていただきます。

**【村田会長】**

ありがとうございました。非常に具体的な提案の先駆けだと思います。

京都というのは皆さん、いろんなキーワードをお持ちかと思います。今のは悠久の歴史という観点からいただいた御意見です。他にも事務局からの観点としては住民自

治の観点から御提案をいただいています。

#### 【岡村委員】

犬を飼っていて感じることは、やはり声掛けじゃないですけども、地域の方に、散歩しているときに声を掛けていただいていると、犬もなついて、次に会ったらまた挨拶して地域が声かけ運動みたいにすると、動物もそういうふうになると和やかな気がします。なかなか犬嫌いの方もいらっしゃるため、そうもいかないと思いますが、犬も次に会ったときになついて、寄り付いたりするため、地域の方に支えていただければと思います。

#### 【村田会長】

一つは歴史という観点から、もう一つは地域のコミュニティ、支え合いという中で人と動物がどのように活躍できるか、そのような文言を盛り込めないかという御提案だったと理解しています。

#### 【宮本委員】

確認させていただきたいのですが、この前文の後ろから3行目、「お互いの思いやりの心を育み」という、この場合の「お互い」というのは、人と人という意味でいうお互いでよろしいでしょうか。人と動物ではないですね。

#### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

動物を通じて迷惑をかけた方、かけられた方とお考えいただければと思います。

#### 【宮本委員】

人と動物を対比させながら前文から来ていますので、ちょっと誤解を生みやすい可能性もあるかなということが一つ。それから、岡村委員がおっしゃった、動物を通じて人と人とのコミュニケーションが大事ということを含めて、「お互い」というところですが、「動物を通じた人同士のお互いの思いやりの心」とすると、岡村委員の御意見も入ってきますし、人と人がつながるといふことの大切さがはっきりと文章になるのでよいかと思いました。

**【村田会長】**

ありがとうございます。

他に今までの御意見を踏まえてでも結構ですし、第1回懇話会での御意見の補足あるいは追加という形での御発言をお願いしたいと思います。

**【西原委員】**

「人と動物が共生するまちの理想像」の④ですが、「動物との適正な関わりが築かれる」というところに、動物の習性や個性を理解して適正な関わりが築かれるというように、文言を付け加えてほしいと思いました。

**【村田会長】**

ありがとうございます。

その他、何でも結構ですので、御意見をいただければと思います。

**【吉田委員】**

2つ目の段落なのですが、5行ですね、この部分が理想像の5つをすべて含めて、一つの文章にまとめられているのですが、これを活用する時に、唱和して耳から聞くとかの場合に、文章として長くすべて含まれていると、聞いていると分かりづらいと思うんです。少し文章を短く切って、分けて表現していただけたらどうかなと思うんですが。

**【村田会長】**

ありがとうございます。

それでは、次にまいりたいと思います。もし、追加の御意見がございましたら、順不同で結構ですので、戻って御意見をいただきたいと思います。

次に、憲章の本文より後の「観点」について、検討して参りたいと思います。各項目は5つありますが、それぞれ重要ですので、憲章本文とこれに対応する、それぞれの「考え行動するうえでの観定の例」について、各項目ごとに吟味していきたいと存じます。まず、府市から説明をいただいて、その後、御意見を頂戴することといたし

ます。まず、1つ目「1. 動物を大切にしましょう」の項目について、御説明をお願いします。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

本文の1つ目、「動物を大切にしましょう」に盛り込んだ観点について、御説明させていただきます。真ん中欄の「2 理想を達成するため努めるべき目標」において、「a」の付いている項目を順番に紹介させていただきます。

まずは、「② 動物愛護団体・獣医団体・その他の普及啓発団体」の「ア 動物愛護機運の醸成に対する寄与」、次に「③ 動物取扱業者」の「オ 動物愛護機運の醸成に対する寄与」、続いて、「④ 行政」の「ア 愛護意識普及啓発・（子どもに対する）愛護教育」、「ウ 殺処分の大幅な減少（殺処分ゼロを目指す）、苦痛を与えない処分」、「⑦ 動物を飼わない人をはじめすべての人」の「ア 動物の命の尊厳を守る。」、こちらが「動物を大切にしましょう」に盛り込んだ観点となります。

それと、憲章本文下にあります「考え行動するうえでの観点の例」については、先ほども御説明させていただいたとおり、真ん中欄の「2 理想を達成するため努めるべき目標」を、よりわかりやすく例示するものとして、平易に言い換えたものとして案を作成しております。例えば、1つ目の「動物愛護活動の実施、参加」については、「②のア」や「③のオ」となります。また、「愛護意識の普及啓発、愛護教育」については、「④のア」や「⑦のア」となり、「殺処分ゼロを目指す」については、「④のウ」となります。

この「考え行動するうえでの観点の例」については、あくまで事務局のたたき台でございませう。もっと易しい言い回しであるとか、あるいは正確な言い回しや適切な言い回しなどがないかといった観点から御検討いただきたいと思ひます。また、この憲章のスタイルとして、本文の項目ごとに例示を並べた方がよいのか、5項目の本文の後にまとめて例示して表記した方がよいのか、スタイル、形式についても御検討いただきたいと思ひます。

**【村田会長】**

それでは、説明のありました「動物を大切にしましょう」という文言について、委員の皆様御意見を頂戴したいと思ひます。

### 【西原委員】

「動物を大切にしましょう」に含まれる④行政のウですが、「殺処分の大幅な減少(殺処分ゼロを目指す)、苦痛を与えない処分」という、「処分」というのがありますが、「動物を大切にしましょう」イコール「処分」という形の表現はどうなのでしょう。尊厳のある死を望むのであれば、「尊厳死」という形、適切な言葉かどうかは分かりませんが。あと、今よく言われている「殺処分ゼロ」について、「ゼロエミッション」もよいですが、「殺処分のないまち」とか、日本の他の地域が掲げてるのとは違うオリジナルな表現はできないのでしょうか。

### 【上村委員】

「処分」はごみを処分というように使われるため、処分という言い方はちょっとおかしいですね。

### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

真ん中欄の下の箱についてですが、動物愛護法や京都府の条例、また、環境省の指針、府や市の行動計画というところから観点として、キーワードを抜いてきただけです。「処分」という言葉を意図的に使っているわけではない、ということは御理解いただきたいと思います。

### 【松岡委員】

どこに入るかというところは分かりませんが、たたき台のところでも、身近なところで共に生きる動物というふうに書いてある、共に生きるというところでは、先ほど岡村委員もおっしゃっていたように、地域のコミュニケーションツールとして、犬の散歩をしていると、誰か分からないけど、朝会ったらおはようございます、可愛い顔をしているね、とコミュニケーションが多々生まれるというのは正しい飼い方ができてこそそのコミュニケーションツールであって、近所のわんちゃんが自分の家の前におしっこやうんちをしていって、取っていかないとすると、近所の関わりが悪くなりますよね。ということは、やはり正しい飼い方というか、正しく犬との暮らしとい

うことについて、観点などいろいろあるが、どこにも書いていなくて、ふん尿で他人に迷惑をかけないという書き方だけなんです。ふん尿だけではなく、やはり共に暮らすということは、お互いルールがあって、共に楽しく暮らせるということなので、そのお互いに楽しく暮らすルールというものを、きちっと犬でも猫でも飼う方は、身に付けて、意識を持って飼おうというところの言葉が分かる文章が入るべきではないかなと。ただ、ふん尿が困るから、それでは共には生きられないと思うので、その辺を一度、考えていただければと思います。

#### 【村田会長】

ただ今、観点についての御意見をいただきました。

「大切にしましょう」自身に関して、皆様から御意見はございませんでしょうか。

この文言がたぶん公になって、小学校の児童さんにも普及される言葉だと思いますが、彼らが彼女らが理解するかどうかというところまで大人が踏み込むのはどうかと思います。直感的に納得してもらえるかというところからも御意見をいただければと思います。

#### 【清水委員】

「動物を大切にしましょう」の中の「殺処分ゼロ」の観点は、言葉を上手くしないと、小学校・中学校の生徒は何だろうという表現ではないかと思う。

それから、全部ルビを漢字に入れておいてほしい。全体についてですが。愛護ってなに、お母さんというところから、教育が始まっちゃいますから、ルビを入れてあげてほしいと思います。

#### 【村田会長】

それでは、御意見が後で追加となるかもしれませんが、次の2つ目の文言、「1. 動物のことを学びましょう」について御説明をいただきます。

#### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

「動物のことを学びましょう」に盛り込んだ観点について、御紹介させていただきます。「① 動物を飼う人」の「ア 動物の健康・安全の保持，加害や生活環境保全上

の支障の防止，他人への迷惑の防止や逸走防止」，「② 動物愛護団体・獣医団体・その他の普及啓発団体」の「ア 動物愛護機運の醸成に対する寄与」，「イ 行政等との連携，協力による社会の牽引」，「③ 動物取扱業者」の「ア 購入者への適切な説明（適正飼養・保管）」，「ウ 所有者等への責任の浸透，終生飼養支援」，「エ 所有者等の模範」，「オ 動物愛護機運の醸成に対する寄与」，「④ 行政」の「ア 愛護意識普及啓発・（子どもに対する）愛護教育」，「カ 人材育成」，「⑥ マスコミ等」の「普遍的客観的で，わかりやすく，理解されやすい情報発信」，「⑦ 動物を飼わない人をはじめすべての人」の「ウ 身近な動物，飼養者，取扱業者への関心」，以上の観点を盛り込んでおります。

続きまして，観点の例では，4点挙げています。「動物の健康や安全の保持」については，「①のア」のことを書いています。次に，「動物を販売する際の適切な説明，所有者責任の浸透，所有者等の模範」については，「②のア，イ」，「③のア，ウ，エ，オ」，「④のア」です。「動物愛護に係る人材の育成」については，「④のカ」，「わかりやすい，理解されやすい情報の提供」については，「⑥」と「⑦のウ」といったことを例示として挙げています。

#### 【村田会長】

では，ただいま説明のあった，「動物のことを学びましょう」について，皆さんの御意見をお願いいたします。

#### 【宮本委員】

先ほどから，動物をどういうふう大切にしていくか，1行目のところについて，先ほど様々な意見がありましたけれども，それを，例えば，2つ目のところで反映させることが必要になってくるかと思うんです。動物の「こと」というのを，もう少し具体的な文言にした方がよいのではないかなど。先ほどおっしゃっていましたが，「動物の習性とルールを学びましょう」というようなもっと具体的な言葉にした方が，子どもたちにも分かりやすいと思いますし，より具体的かなと思いますので，提案させていただきます。

#### 【村田会長】

習性というのは、例えば、どんな言葉に置き換えられるでしょうか。

#### 【宮本委員】

私も色々、言葉を繰ってみましたが、小学校1，2年生にも、大体理解をしていただけますとしましたら、こういう言葉になってくるかなと思ったんですが、専門の皆さんに、また意見をいただければと思います。

#### 【安積委員】

考え行動するうえでの観点の例で、「動物を販売する際の適切な説明，所有者責任の浸透，所有者等の模範」とありますが、理想を達成するため努めるべき目標が憲章に表れないのであれば、誰が所有者等の模範となるのか、分からないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

この考え行動するうえでの観点の例は、御説明の時にも皆様にお聞きさせていただきましたとおり、事務局でもまだ不十分だと思っています。もっと適切な文言や分かりやすい簡易な表現の仕方や、このスタイルについても御意見をいただきましたら、参考にさせていただきますので、よろしくお願ひします。

また、所有者等の模範を示すということは、真ん中で言いますと、③の動物の取扱業者が所有者等に説明や取扱いの模範を示していただくといった観点から、ここに挙げさせていただいております。

#### 【松岡委員】

「動物のことを学びましょう」というところで、「こと」について、先ほど宮本委員がおっしゃっていたように、習性とか、ルールとかいう、もうちょっと分かりやすいことをここに出してきた方が、子どもさんたちや犬を飼っていない人が見ても、分かりやすいということになってくると、今、安積委員がおっしゃっていたように、この部分の言葉というのが、割と分かりにくい、理解しにくい文言なのかなとは思っているので、もう一度、皆さんと考えた方がいいのかと思います。

### 【大橋委員】

今、お話いただいている点と関連するんですが、憲章でいうところの5項目があるところに、2番目の「動物のことを学びましょう」というのは、何か、お勉強的に、動物のこと自体をお勉強しましょうというように聞こえというところがあって、前文でこれだけ割合、大人で使うような言葉で書いてあるうえで、各憲章の項目が小学生でも分かるように噛み砕いてあるということなんですが、もう少し、確かに具体的に「動物の習性やルールを理解しましょう」としないと、あまり伝わらないのではないかなという気がいたします。

### 【上村委員】

私は、動物取扱業の業務をしていますけれども、動愛法の改正により、動物販売飼育義務説明というのが生じています。販売するに当たっても、飼育に関しての大体、1時間程度の販売する際の説明義務という形で終生飼養という形でも取り組まれて、販売業者は最低1時間の説明をしております。

ここでの「動物のことを学びましょう」というのは、反対に子どもたちへ教えるという形だと思うんで、販売する業者としては飼育の説明義務が生じてますから、学ぶことに関しては、講習会等もして、業界としては取り組んでいるつもりであるので、学ぶということに関して、違うかなという気がします。

### 【清水委員】

先ほどの宮本委員のおっしゃっていた分かりやすい言葉ですが、動物の性質と決まりや規則といった言葉が中学生には分かりやすいのではないのでしょうか。

所有者責任の「所有者」というのは、行政的な名前という気がするのですが、普通に飼い主の責任と飼い主に置き換えた方が、一般の方には分かりやすい気がするのですが、どうでしょうか。

### 【村田会長】

私の理解では、とりあえず、終生飼育などの文言はあくまでキーワードだという風に思っています。今後、観点を本文の附則のような形で盛り込むかどうかは別の話となるんですが、その際はもう少し砕いて説明されると思います。

それでは、残った宿題という形で文言のブラッシュアップをお願いすることとして、次の「1. 動物との正しい関わりを考えましょう」について、御説明をいただきます。

#### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

本文の3つ目「動物との正しい関わりを考えましょう」については、「① 動物を飼う人」の「ウ 繁殖制限」, 「エ 所有者等の明示措置」, 「③ 動物取扱業者」の「イ 第1・2種動物取扱業者に係る各種規制」, 「④行政」の「イ 動物の健康・安全の保持, 人への迷惑防止措置, 感染症対策」, 「オ 繁殖制限指導・助言」, 「⑤ 教育・試験研究機関等」の「科学上の利用に供する場合の制限」, 「⑥マスコミ等」の「普遍的客観的で, わかりやすく, 理解されやすい情報発信」, 「⑦動物を飼わない人をはじめすべての人」の「ウ 身近な動物, 飼養者, 取扱業者への関心」, 「エ 有害鳥獣等の取扱い」, こういった観点を盛り込んでおります。

続きまして、観点の例では、6つ挙げています。「繁殖制限」については、観点の「①のウ」, 「④のオ」, 「各種取扱い規制の遵守」では、「③のイ」, 「迷惑の防止, 感染症対策」については、「①のエ」, 「④のイ」, 「科学上の利用」については、「⑤」, 「身近な動物, 飼養者, 取扱業者への関心」については、「⑥」, 「⑦のウ」, 「有害鳥獣等の取扱い」については、「⑦のエ」といったものを例示として挙げております。

#### 【松岡委員】

5つの項目があって、それを考え行動するうえの観点の例になって、それも5項目あるんですけども、ここの文章が普通の子どもや犬を飼っていない一般の人には全然分からない文章になってしまっていて、憲章のたたき台のところとその次というのは、それぞれの考えで、ああ、こういうことかな、と感じられるんですけど、この文章は全部どれを読んでも分かりにくくなっているということを私は感じるので、もっと分かりやすくというところじゃないんでしょうか。

この文章だったら、行政が決める動物愛護に関して、こうしましょう、ああしましょうということが書いてあるということであって、憲章とはまた違ってくるのかな、ということを感じます。もっと憲章だったら、いろんな憲章がある中で、読んでいけば分かりやすくなるのに、これは読んでいけば余計分からなくなると感じます。

**【村田会長】**

正しい関わりを考えましょうという文言が分かりにくいということでしょうか。

**【上村委員】**

違います。考え行動するうえでの観点の例が、5項目ありますが、例自体が全部分かりにくいというところです。

「動物との正しい関わりを考えましょう」というのは自分なりに考えたとして、次に「繁殖制限」となると、一般の人は全然意味が分からなくなって、普通の方は、類似点が分からないと思います。近所の方に「動物との正しい関わりを考えましょう」と言ったときに、いきなり「繁殖制限」といった言葉は出てこないと思います。一般の人が考えた時に分かるような言葉や内容でないと、みんなに親しまれる憲章からは遠く離れていくんじゃないかなあとと思います。

**【村田会長】**

ありがとうございました。

ただ今のは、この観点が入るのであれば、もう少し平易な文章に、正しい関わり方というのをもう少し具体的にという御意見でありました。

**【西原委員】**

素朴な質問なんですが、「動物との正しい関わりを考えましょう」の一番下の、「有害鳥獣等の取扱い」は憲章に入るとすると、愛護の観点でどういう風に入ってくるのでしょうか。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

有害鳥獣を取り扱う研究者の立場や、生活をしていて、有害鳥獣を見つけた時の一般府民・市民の関わり方もあるかと思います。それぞれ色々な立場の方の関わり方があると思いますので、自分の立場で正しい有害鳥獣との関わりを考えましょう、という意味合いで、この項目立てをしています。

**【上村委員】**

私が考えていたことですが、「正しい関わりを考えましょう」という時に、自分の生活の中で、例えば、今、山間部で増えているシカの問題、町中に住んでいるので、直接シカがどんな被害を起こしているのか分からないし、これは自分の生活の中での動物の関わりと考えているんですが、和歌山で問題になっていたイルカの問題は、本当に私たちの今の生活とは関係ないことなんですよね。関わりとした時に、身近にいる動物ということについてしか考えていない中で、シカが増えている、鴨川のヌートリアの問題、これは一般の方からしたら、正しい関わりではないと思うんですが、どうなんでしょうか。

### 【岩田委員】

繁殖制限については、一般の人には理解しにくいんですが、これについての分かりやすい説明文がつけばよいかと思います。確かにちゃんと説明をしないと分からないというのがあるかと思います。

有害鳥獣という御意見がありました。実は京都市市民憲章は制定されて、大方60年経過をしているんです。シカやハトというのは今現在、有害鳥獣ですが、60年後はどうか、考慮に入れておかないといけません。憲章は未来永劫、一度決められた憲章は次の世代、さらに次の世代に受け継がれていくべきものでなければならないと思います。有害鳥獣は50年後、100年後も有害鳥獣として扱われているならば、我々の努力が足りないということになります。彼らが有害鳥獣にならないような方策を人が考えなくてはならないんですね。なぜ、彼らが有害鳥獣になったのか、彼らは勝手に有害鳥獣になったのではないと私は思っています。すべて人の手が関わって、有害鳥獣に追いやられているわけです。だから、そのところを深く考えて、彼らをそういう風に追いやった責任というものを深く考えながら、憲章を考えていかなければならないと考えています。動物愛護に有害鳥獣がふさわしくない、という議論はとんでもない話だと私はこのように思っております。

殺処分についても、子どもにはきついのではないかと、辛いのではないかと、ということもありますけれど、あえて私は子どもたちにも殺処分という言葉を使うべき、理解をさせるべきだろうと考えます。きついのではないかとすることは無い方がよい、しない方がよいということがあるからです。あえて、今使って、近い将来に「死語」となるよう持っていくのが、我々の責任ではないかなと思いますね。きれいごとだけではダメ

だと私は考えますが、いかがでしょうか。

#### 【清水委員】

今の意見もいいんですが、ちょっとプラスすればよいのではないかと。「殺処分ゼロ」というのは、「なぜ」ということがついていないんですね。なぜ殺処分があるのかということが一言あれば。繁殖制限でも、例えば、無駄な出産をさせないということ。何かということがあればすべて分かりやすく通じるのではないかと思います。小中学生でも理解がしやすい。ここもそうですね、「科学上の利用」についても一言足せば、中学生でも理解できるんじゃないかと思います。

#### 【村田会長】

ありがとうございます。

いずれにしましても、観点の例はどこに入るかは今日の次の議論だと思いますので、文言の絞り込みも含めて、後でまとめて御意見をいただければと思います。

それでは、次の「1. 動物と結んだ絆は最後まで守りましょう。」について、説明をお願いします。

#### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

本文の4つ目に盛り込んだ観点としましては、「① 動物を飼う人」の「イ 終生飼養」、「③ 動物取扱業者」の「ウ 所有者等への責任の浸透、終生飼養支援」、「④ 行政」の「エ 犬猫の引取り（相当事由ない場合の拒否）」、こういった観点を盛り込んで、「動物と結んだ絆は最後まで守りましょう」を作成しております。

観点の例としましては、「終生飼育」については、「①のイとウ」、「犬猫の引取」については、「④のエ」をそのまま持ってきております。

#### 【村田会長】

それでは、委員の皆様から御意見ををお願いします。

#### 【松岡委員】

終生飼育ということも一般の方が聞いて、何となく分かるという感じだと思うので

すよね。私たちも京都市さんと京都アニラブクラスといって、小学校や中学校に授業にまわっていますが、終生飼育といっても子どもたちは「ふーん」といった感じなんです。縁があってわんちゃん、ねこちゃんたちは年が早いし、年いっても最後まで面倒をみてあげないといけないよ、という話を噛み砕いてすると、ああ、と分かるんですが、終生飼育という言葉では、なかなかそこまで、理解ができない。耳に入って流れているという感じがするので、こういう言葉で書かなくていいのであれば、もうちょっと項目全部を噛み砕いて書いた方が誰が読んでも分かりやすいんじゃないかと思えます。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

終生飼育で御意見がありました。真ん中の観点では、「終生飼養」という言葉が出ていますが、我々行政としては、「飼養」という言葉があまりに一般の方は御存じないかということで、「飼育」と改めさせていただきましたが、それでもなお分からないだろうという意見だと思います。

「考え行動するうえでの観点を例」については、もっと簡易で分かりやすい表現にしたいと思っています。ですので、専門的な立場におられる皆様から、直接、具体的に案をいただければ大変助かりますので、よろしくをお願いします。

**【西原委員】**

終生飼育は、例えば、最後まで家族として大切に暮らしていきましょうとか、例を作っていけばいいという話になりますね。

**【宮本委員】**

西原委員の御意見と同意見ですが。大切な家族として扱う、とか。それから、犬猫の引取りについては、引取りをなくすよう努める、というのはいかがでしょうか。

**【西原委員】**

犬猫の引取りは、行政は原則、しない方向になっているのではないのでしょうか。どういった観点で書いているのでしょうか。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

観点としては、「④行政のエ」にキーワードとして入っていると思いますが、現在、犬猫の引取りは相当な事由ない場合は拒否しています。拒否しているということは、飼い主の方に、最後まで見てあげてくださいねという思いを込めています。

**【事務局（中谷京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長）】**

あと、あるいは御自身で里親さんや譲渡先を探していただくといった観点も含めていと御理解いただきたい。

**【松岡委員】**

「動物と結んだ絆は最後まで守りましょう」というところに、「犬猫の引取」という文言を、入れなくてもいいんじゃないか、ということになります。絶対に入れるものなのでしょうか。

**【西原委員】**

啓発も交えた文言として置いておきたいのですが、犬猫の引取りについて、例えば、やむを得ない場合とか、中身の細かい話があると思うんですが、どこまで引き取れる、引き取れないと憲章では明言ができないと思うので、どう表現すればよいのかと思う。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

引き取る、引き取らないという基準は憲章に含める必要はないと思います。

そこまで具体的な表現は憲章ではなく、別のものと考えます。

憲章では、大きな幅広いところで、それぞれの立場でどうしたらよいかというのを考えていただこうと思っていますので、そういう観点から、「最後まで守りましょう」というのがよいのかをお考えいただきたい。

**【西原委員】**

例えば、法に基づいて、京都では、引取りを拒否することができますといったことを表現することはできるのでしょうか。引き取りませんよ、ということアピールするとか。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

そこまで具体的なことを憲章に盛り込むことは、あまりよろしくないのではないかと考えます。

**【岩田委員】**

観点というところが理解ができないと問題になっているわけですが、憲章となって、みなさんが目にする部分はどの部分なんですか。決定した場合、府民・市民の皆様オープンになるところはどこなんですか。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

事務局案は前文と5つの項目の本文、そして考え行動するうえでの観点の例も含めて憲章と考えています。ただ、例えば、リーフレットや啓発物を作るときに、前文と本文のみを記載する場合とか、そういう使い方もできるのではと思っています。というのは、前文と本文がよくある憲章のスタイルかなと考えていますが、それだけではあまりにも表現がかけ離れてすぎているため、分からない部分があるのかなと心配したところもありましたので、こういう観点の例示をしました。このようなスタイルについても、御意見をお伺いできればと思っています。

**【事務局（中谷京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長）】**

いわゆる憲章としての本文は、「わたくしたちは」で始まる、5つの項目までと理解しています。その中で、抽象度が高い文章となっておりますので、それぞれ考えて行動してもらうに当たっても、色々きっかけというような分かりやすく考えるものがないといけないのではないかとということで、観点の例として、具体的な取組あるいは考え方みたいなものをお示しできないかと思っていました。ただ、非常に固い言葉となっていて、分かりにくいという御意見をいただいておりますが、繁殖制限であれば、猫については、「去勢手術を行いましょう」や終生飼養では、「最後まで家族として大切に飼いましょう」とか、そういう言葉をここで書いていけば憲章が分かりやすく理解できるのではないかと考えています。そして、具体例を本文から離して追加的に書いていくのか、それとも、本文のすぐ後にセミコロンで具体的な取組をいくつか書いていくのか、

ていく，などのお示しの仕方もあるかと思いますが，どちらがよいのか御意見をお伺いできればと思っています。

#### 【村田会長】

スタイルについては，本文の検討が終わった後に，一括してお伺いしようと思いますので，とりあえず，最後の「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう」について御説明をいただきます。

#### 【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは，「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう」に盛り込んだ観点といたしまして，「① 動物を飼う人」の「ア 動物の健康・安全の保持，加害や生活環境保全上の支障の防止，他人への迷惑の防止や逸走防止」，「エ 所有者等の明示措置」と「④ 行政」の「オ 繁殖制限指導・助言」，「⑦ 動物を飼わない人をはじめすべての人」の「イ 動物の適切な管理への協力（恣意的な餌やり防止等）」といった観点を加えて，項目立てをしております。

観点の例としましては，3つ挙げております。「ふん尿被害など他人への迷惑の防止」については，「①のア」を，「所有者の明示措置」につきましては，「①のエ」，「適切な管理への協力（恣意的な餌やりの防止など）」につきましては，「④のオ」，「⑦のイ」を挙げております。

#### 【村田会長】

ありがとうございました。

とりあえず，観点を入れるかどうかについては，次の論議としまして，本文の表現につきまして，お伺いしたいと思います。

#### 【上村委員】

「ふん尿被害など他人への迷惑の防止」の次に，括弧で恣意的な餌やりの防止の方がよいのではないのでしょうか。適切な管理への協力と書いてありますが，野良犬や野良猫に餌をやって，ふん尿被害につながっているのです。適切な管理への協力では意味が分からないと思うんです。

### 【西原委員】

適切な管理への協力は分かりにくいいため、京都では条例として放し飼いが禁止されています，というように細かく書いていくということになるのでしょうか。迷子札をつけましょうとか，何々しましょう，という形。例えば，繁殖をしないようにしましょうとか，ふんを持ち帰りましょう，とかになってくるのかと思うのですが。

### 【清水委員】

観点の例は委員が考える上で，こういう説明が入っているということなんですね。そういう意味合いでは分かりました。ただ，一般に知らせるうえでは，もっと分かりやすい言葉に代えたらいかがでしょうか。

### 【森岡委員】

みなさん，文言が難しい問題なので，簡単に変える文言をつくってほしい。あまりたくさん作ると読んでくれないと思います。飼い主がきちっとマナーを守るといような文言を書いてはどうでしょうか。その方が，一般の方が見やすい。犬猫の文言を第一に作って，これを守っていけば，他の動物もできていくんではと思います。私としては，文言は飼い主のマナーで決まると思います。

### 【村田会長】

その通りで，簡単というのが鉄則だと思います。

それで，最後になりますが，委員の方に，お伺いしたいと思います。一番大事なところで，前文と本文の5項目については，文言がもう少し整理されるかもしれませんが，具体例でできております「観点」，もう少し易しい言葉に代えるというのは反映していただきたいのですが，本文と具体例の観点が一緒の項目で出てくるかどうか。大きいのは本文で，憲法で言えばいわゆる条文，観点が法律用語で言えば，いわゆる細則で，そういう形でもっていくのがよいのか。ただし，全体が長くなるため，森岡委員の御意見のように，誰も読まないといった可能性もあります。

もう一つの御提案が，本文と後文として，観点の例を使い道としては，本文から独

立させてもよいですし、本文の下の方に具体的なことを説明するために使う、といった実用も兼ねているのですが、そういう文言でいくべきか、というようなことをお伺いしたいと存じます。

#### 【宮本委員】

本文の5項目につきましては、これが後々、4つになるか6つになるかは分かりませんが、今くらいの数に適正かと思えます。前文もあった方がよいと思えますし、あとは、この観点の例については、先ほど、皆さんから御意見が出ていますように、もう少し絞り込んで、1項目について、2～3くらいに絞ってしまって、もう少し分かりやすい方がよいのではないかという風に思います。そのうえで、全体的には、このバランスがよいかという風に考えています。

#### 【村田会長】

ということは、憲章としては、本文中心に、観点は附則、細則のような取扱いでよいということですね。

#### 【大橋委員】

観点につきましては、宮本委員と同じ考えなのですが、この前文から本文のところまでの文章について感じますのは、前文の後ろ5行で、かなり具体的に大人が使う言葉で詳しく語っている後に、大変優しい言葉で書いてある5項目あるという構造がどうもしっくりこなくてですね。他の憲章例を参考にせずに言うのもなんですが、前文2行から5項目があって、その後に前文の後ろ5行があるという方が文章としては、分かりやすいのかなあという風に思います。

仮に、今の7行分ぐらいあったうえで、憲章を5項目というんでしたら、抽象化しないで、憲章はもっと具体的にはっきり書いてしまう方がいいのではないかなと。逆に、今くらい抽象化した憲章の5項目であれば、前文2行があって、憲章5項目があって、されに観点も付けていくといった構造という印象を持っています。

#### 【村田会長】

憲章はどんなスタイルが一般的でしょうか。

**【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】**

第1回懇話会の資料にもありましたとおり、前文があつて、本文がある形が非常に多いと思います。第1回懇話会で参考資料として添付させていただいておりました「京都市市民憲章」では、5行の前文と5つの項目の本文となっております。「子どもを共に育む京都市市民憲章」では、少し長めで、10行ほどの前文と6つの項目の本文となっております。それ以外にも、「長岡京市市民憲章」や「「歩くまち・京都」憲章」については、前文と本文の項目となっております。「由良川憲章」では、長く憲章の由来と目的が書かれており、6つの理念が書かれています。あと、「京都府受動喫煙防止憲章」については、少し変わった形で、前文が長く、また本文についても短い簡潔な文章でなくて、長く具体的に説明をしているといったスタイルとなっております。

**【村田会長】**

ありがとうございました。いずれにしても、前文が来て、本文が来るという形がよいと理解しております。

総括をそろそろしていきたいと思います。出た意見としては、前文については、文章を短く、簡潔につなげた方がよいのではという御意見でした。本文はまだそれぞれ練るところがあるかもしれない。まあ5つないしは4つぐらいの項目といったことでした。他に入れた方がいいという意見がなかったので、とりあえず、出していただくものとしては、後文というか、観点を後にして、もう少し平易なもの、キーワードとして理解していますので、これが市民の前に出るときは、非常に分かりやすい言葉でやっていただければ、もっと具体性が出てくる、ということで次回の会議では修正したものを出示していただきたいと思います。

次回の会議の持ち方、日程については、事務局からお願いします。

**【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】**

村田会長、ありがとうございました。本日は、京都動物愛護憲章素案（たたき台）ということで示させていただきましたが、これを修正させていただきました。次回はたたき台を取った、憲章素案という形でお示しさせていただきます。第3回の懇話会ですが、8月7日木曜日の午後2時から、こちらの会場で開催させていただきますの

で、よろしく申し上げます。

次回お示しする素案については、皆様からいただいた御意見について、必要な修正を行った後、府民、市民の皆様に御意見をいただくという、パブリックコメントの案となるものです。

本日の会議は以上です。皆様、ありがとうございました。

(終了 午後 4 時)